

第1章 フランス法における契約目的物の価値に関する買主の情報提供義務について

——いわゆるバルデュス判決とその射程をめぐる議論——

馬場 圭太

目次

- 一 はじめに
- 二 2000年第1民事部判決
- 三 バルデュス判決の射程
- 四 2007年第3民事部判決
- 五 おわりに

一 はじめに

売買契約において、契約目的物の真の価格を知っている、または、知るべき買主(取得者¹⁾)は、それを知らないまま契約を締結しようとしている売主に対して、これを知らせる義務を負うか。本稿は、この問題について議論が展開されているフランス法の状況を紹介し、わが国における契約締結上の情報提供義務に関する議論に、ひとつの検討材料を提供しようとするものである。

本論に入る前に、フランス法における情報提供義務と錯誤、詐欺との関係、および、錯誤と詐欺における物の「価値」の処遇について簡単に説明しておこう²⁾。

1) フランス法において、「取得者 *acquéreur*」とは、原因の如何にかかわらず、所有権を取得する者のことを指す。したがって、取得者は、厳密には、「買主 *acheteur*」の上位概念にあたる。

2) フランス法における「合意の瑕疵」については、森田宏樹教授の論稿において、その全体が

(1) 錯誤

錯誤(erreur)に基づく契約の無効は、民法典1110条に規定されている³⁾。同条は、物に関する錯誤(1項)と人に関する錯誤(2項)を区別し、物に関する錯誤は、錯誤の対象が物の本質(substance)である場合に限り無効原因となると定める。したがって、何がその「本質」に含まれると考えるかによって、錯誤の成立範囲が拡がり、あるいは狭まることになる⁴⁾。

フランスでは、価値に関する錯誤は、動機の錯誤とともに、原則として1110条にいう「物の本質」に関する錯誤にあたらないとされてきた⁵⁾⁶⁾。裁判所は、契約における給付の均衡、すなわち当事者の一方による給付とその対価との価値の差の問題に介入しないことを原則とし、この原則に対する特別かつ例外的なケースがレジオン(lésion。「莫大損害」、「過剰損害」とも訳される)⁷⁾であると説明される⁸⁾。

そして、判例および通説は、価値に関する「直接的」錯誤と「間接的」錯誤と

像が示されている(森田宏樹『『合意の瑕疵』の構造とその拡張理論(1)~(3)完』NBL482号(1991年)23頁以下、483号56頁以下、484号56頁以下)。

3) 1110条①錯誤は、合意の目的物の本質そのものにかかわるときでなければ、合意の無効原因とならない。

②錯誤は、契約相手方の人(personne)のみにかかわるときは、何ら無効原因とならない。ただし、その人の考慮が合意の主たる原因である場合には、その限りでない。

4) 本質に関する錯誤をめぐる判例および学説の展開については、山岡真治「錯誤論の再検討—フランス法を手がかりとして」神戸法学雑誌51巻3号(2001年)56頁以下を参照。

5) ただし、動機の錯誤は、動機が契約の条件となっていたときには、例外的に無効原因となる。

6) 価値に関する錯誤が本質に関する錯誤に含まれない理由は、例えば、「価値に関する錯誤を認めてしまうと、レジオンに基づく取消の一般化を認めることになってしまう」(Malaurie, Aynès et Stoffel-Munck, *infra* note13, n°505)とか、「価値は、物に外在する要素である。すなわち、価値とは、自由経済においては、需要と供給の法則の作用によって、2つの商品のあいだで確立される関係である」(Chauvel, *infra* note35)などと説明される。

7) 民法典435条および465条(成年被保護者)、889条以下(不分割による共有)、1305条(未解放未成年者)、1674条以下(不動産売買)に、レジオンに基づく取消に関する規定が置かれている。

8) V. ex. M. Fabre-Magnan, *Droit des obligations*, t.1, 3^e éd, PUF, 2012, p.335.

を区別し⁹⁾、狭義の価値に関する錯誤である直接的錯誤は、本質に関する錯誤にあたらない(したがって、契約無効をもたらさない)が、間接的錯誤は、価値評価の前提となる事実について本質に関する錯誤にあたるか否かが判断される(したがって、場合により、契約無効をもたらすことがありうる)とする¹⁰⁾。

(2) 詐欺

これに対して、1116条に規定される詐欺(dol)¹¹⁾においては、判例¹²⁾および通説¹³⁾によれば、被詐欺者が陥った錯誤の性質は、原則として考慮されない。つまり、被詐欺者が陥った錯誤が物の本質に関しないものであっても、その他の要件が満たされていれば、詐欺に基づく契約の無効が認められる。したがって、錯誤

9) 価値に関する直接的錯誤とは、正確なデータに基づいて誤った経済的評価が行われた場合を指す。これに対して、間接的錯誤とは、不正確なデータに基づいて経済的評価が行われた場合であり、例えば、美術品の真贋に関する錯誤や土地の建築可能性に関する錯誤がこれにあたりとされる(V. ex. Ghestin, *infra* note46)。

この区別は、絵画の真贋に関する錯誤について争われたブサン事件において、破毀院が維持した原判決(CA Versailles, 7 janvier 1987, D. 1987. 485, note J. -L. Aubert, JCP 1988. II. 21121, note J. Ghestin, RTD civ. 1987. 741, obs. J. Mestre)によって採用された。

10) もっとも、実際にはこの区別を適用することが難しい場面があること、および、この区別を採用することにより価値に関する錯誤の射程が極めて狭くなることが指摘されている(G. Goubeaux, À propos de l'erreur sur la valeur, Études offerts à J. Ghestin, LGDJ, 2001, p.391 et s.; Fabre-Magnan, *supra* note8, p.335)。山下純司「情報の収集と錯誤の利用(2)」法学協会雑誌123巻1号(2006年)49頁以下が、この区別に関するフランスの議論を分析し、考察を加えている。

11) 1116条①詐欺は、当事者の一方が行った術策(manceuvres)が、それが行われなければ、他方当事者が契約を締結しなかったであろうことが明らかである場合には、合意の無効原因である。

②詐欺は、推定されず、証明されなければならない。

12) ex. Cass. civ. 3^e, 2 octobre 1974, Bull. civ. III, n° 330; Cass. civ. 1^{re}, 13 février 1967, Bull. civ. I, n° 58.

13) ex. J. Ghestin, *Traité de droit civil: La formation du contrat*, 3^e éd., LGDJ, 1993, n° 568; Ph. Malaurie, L. Aynès et Ph. Stoffel-Munck, *Les obligations*, 6^e éd., Defrénois, 2013, n° 511.

制度のもとでは制裁対象から除外されていた価値に関する錯誤も、詐欺を根拠とすれば契約の無効が認められる可能性がある¹⁴⁾。

(3) 情報提供義務

本稿でとりあげる情報提供義務(*obligation d'information*)は、19世紀末葉以降、詐欺的沈黙(*réticence dolosive*)の範囲が判例により拡張される過程で発達した概念である。詐欺者に情報提供義務違反があったことを根拠として、沈黙による詐欺がより広く認められるようになった¹⁵⁾。(沈黙による)詐欺者に情報提供義務を課すためには、被詐欺者が、当該情報について自力で調査することができなかったこと(調査義務 *obligation de s'informer* を尽くしたこと)が要求される。

以上の説明から自ずと示されているように、本稿が設定する「契約目的物の価値に関する買主の情報提供義務」という主題は、複数の制度の間隙に現れる射程の狭い論点である。このような細部に光を当てることにどれほどの意義があるといえるのか。そのような問いに対しては、仮に、つぎのように答えたいと思う。この題材には、細部であるがゆえに、情報提供義務と錯誤、詐欺、その他の同意の瑕疵制度との関係、契約における「価値」の処遇、さらには、契約における給

14) その理由は、つぎのように説明されている。「詐欺が詐欺者の不誠実な行為である限り、その不誠実な行為に対して強力な制裁を加える必要がある。そのために、[詐欺の主張が可能である] 錯誤の条件の拡張が認められるのである」(Jamin, *infra* note16)。

15) 沈黙による詐欺と情報提供義務の関係については、後藤卷則「フランス契約法における詐欺・錯誤と情報提供義務(2)」民商法雑誌102巻3号(1990年)79頁以下[『消費者契約の法理論』(弘文堂、2002年)31頁以下]、森田宏樹「『合意の瑕疵』の構造とその拡張理論(2)」NBL483号(1991年)58頁以下、山下・前掲注10論文59頁以下が詳細に論じている。情報提供義務理論の生成と展開に焦点をあてた論稿として、拙稿「フランス法における情報提供義務理論の生成と展開(1)(2)完」早稲田法学73巻2号(1997年)55頁以下、74巻1号(1998年)81頁以下が、最新の理論と判例の状況を踏まえた論稿として、金山直樹＝山城一真＝齋藤哲志「現代フランス契約法の動向—ゲスタンほか『契約の成立』に焦点を当てて」法学研究88巻7号(2015年)61頁以下〔山城一真〕がある。

第1章 フランス法における契約目的物の価値に関する買主の情報提供義務について

付の均衡のあり方といったより根本的な問題へと通ずる要素が集約されており、一見複雑に絡み合っているように見えるこれらの要素をうまく解きほぐし、その相関関係と論理構造を理解することができれば、これらの点についての検討が十分に深められていないわが国の議論において参考となる視角を得ることができるのではないかと。

いささか大きめの風呂敷を抜げてしまった感もしないではないが、それはともかく、以下にとりあげる事例では、通常は情報提供義務を否定する方向に作用すると考えられる「物の価値」に関する「買主の」情報提供義務の存否が問われており、契約締結過程において当事者に課される情報提供義務の限界を知るために恰好の素材を提供してくれることは確かであるように思われる。

本論では、時系列に従って、まず、議論のきっかけとなった破毀院2000年5月3日第1民事部判決をとりあげ(二)、つぎに、同判決の射程を画するために、2つの判決(判例)を対置する(三)、そして最後に、2000年の第1民事部判決に類似した事案について第3民事部が2007年に下した判決とそれをめぐる議論を概観する(四)。これらの作業を通じて、フランスの学説が、一連の判決をどのように分析し、判決相互の関係をどのように位置づけているかを、フランス法に内在する視点から明らかにすることを試みる。

二 2000年第1民事部判決

1. 判決

〔1〕破毀院2000年5月3日第1民事部判決¹⁶⁾

16) Cass. civ. 1^{re}, 3 mai 2000, Bull. civ. I, n° 131; D. 2002, somm. 928, obs. O. Tournafond ; Defrénois 2000. 1110, obs. D. Mazeaud et Ph. Delebecque; JCP G 2000. I. 272, obs. G. Loiseau; JCP G 2001. II. 10510, note Ch. Jamin; RTD civ. 2000. 566, obs. J. Mestre et B. Fages.

同判決に言及する日本語文献として、山岡真治「フランス債権法改正準備草案における詐欺に関する一考察」帝塚山法学14号(2007年)13頁以下、同「フランス債権法改正準備草

(以下、判決〔1〕として引用する。その他の判決についても同様に表記する。)

事案の概要

1986年、Xは、自己が所有するバルデユスが撮影した写真約50枚を売却するため、これを公開オークションにかけた。その結果、Yが1枚1000フランの価格で落札した。

3年後の1989年、Xは、Yを捜索し、バルデユスが撮影した写真計85枚(はじめに35枚、のちに50枚)を前回と同じ価格で売却した。その後、バルデユスが非常に著名な写真家であることに気づいたXは、公訴権の発動を義務づける告訴を行った。刑事上の詐欺(escroquerie)の疑いで予審手続が開始されたが、免訴命令により手続が打ち切られた。これを受けて、Xは、民事上の詐欺(dol)に基づく売買契約の無効を求めてYを提訴した。

判旨

唯一の攻撃防御方法(moyen)の第2分枝について：

民法典1116条に基づいて；[…略…]

原判決は、Yに対して、1989年の随意売買(ventes de gré à gré)の際に売却された写真の価値返還に相当する1,915,000フラン(Xが受領した売却代金85,000フランを控除した後の価値)をXに支払うよう命じた。原判決は、この結論を導くために、Yが、1989年にXと売買契約を締結するよりも以前に、公開オークションで購入したバルデユスの写真をそれらの購入価格と関係のない価格ですでに売却していたことをまず指摘し、したがってYは、新たな写真を単価1,000フランで購入することによって、美術品市場における写真の価値と比べて著しく低廉な価格で契約することになることを認識していたのであって、これによりYは、すべての契約当事者に課されている誠実に契約を締結する義務に反した、そして、

、案における錯誤及び詐欺の検討—日本民法改正への示唆をもとめて」川角由和ほか編『ヨーロッパ私法の展開と課題』(日本評論社、2008年)471頁以下がある。

第1章 フランス法における契約目的物の価値に関する買主の情報提供義務について

Yは、写真の正しい価値をXに知らせずに沈黙したことにより、そのような事情の下であればXは締結しなかったであろう売買契約を締結するようXを導いた、と判示した；

いかなる情報提供義務も買主には課されていないにもかかわらず上記のように判示した控訴院は、前掲の法文に違背した；

以上の理由により、本院は、[原判決の]すべての主文を破毀し、取り消す。

コメント

原告(X)は、1986年、公開オークションで、バルデュス¹⁷⁾という写真家が撮影した写真50枚を1枚1000フランの価格で売却した。その3年後に、オークションで写真を落札した者(Y)に連絡をとり、オークションのときと同じ単価で、新たにバルデュスの写真計85枚を売却した。しかし、原告は、のちになって、バルデュスが非常に高名な写真家であり、写真の譲渡価格が市場価値と比較して著しく低廉であったことを知り、詐欺に基づく契約の無効を主張した事案である(写真家の名前をとって、「**バルデュス判決**」と呼ばれている)。2回目の写真の売買においてXが受領した金額が85,000フランであるのに対して、原審が認定した写真の総額が2,000,000フランであるから、両者のあいだには20倍以上の開きがあったことになる。動産の売買についてはレジオンに基づく取消が認められていないので、本件において原告がそのような主張をすることはできなかった。

原告が詐欺による契約無効を主張したため、取得者による詐欺的沈黙の成否(情報提供義務違反の有無)が争点となった。破毀院第1民事部は、「物の取得者は、売主に対して物の正確な価値について説明する義務を負わない」という明快な結論を示した。しかし、判旨において判断の理由についてまったく触れていなかったため、どのような場合に取得者の沈黙が許されるのかが明らかではなかった。このため、論者の関心は、上述の定式が妥当する範囲へと向けられた。

17) Edouard Baldus (1813-1889)。19世紀中葉に活躍した写真家で、風景および建築物の写真で名声を博した。

2. 学説による評価と分析

判決〔1〕の結論について、これを支持する見解、これに反対する見解、そして、それらの中間を指向する見解が表明されている。以下、この順に従って、代表的な論者の見解を紹介する。

(1) ロワゾーの見解

はじめに、判決を支持する所説のなかで最も詳細な分析を加えているロワゾーの見解を紹介する。

ロワゾーは、本判決が示した結論は、「契約締結前の情報提供義務の行き過ぎた適用を拒み、詐欺的沈黙の過度の拡張に歯止めをかける」ものであって、歓迎されるべき判断であるとする¹⁸⁾。その理由を次のように説明する。「有償契約では、物の価値は各当事者が関心をもつべき事項である。フランス法は、レジオンまたは価値に関する錯誤に限って特別な配慮を示しているのものであって、売却目的物の実際の価値を売主に説明すべきとする一般的義務を取得者に負わせてはいない。取引において、沈黙は、原則として許容される。逆もまた真であり、私見では、実際の価値よりも高い価格で売却することを提案する売主もまた、潜在的取得者に対して、その物の実際の価値を知らせる義務を負うものではない」¹⁹⁾。

しかし、本判決の文言があまりに簡潔であるために、その射程には不明確な点が残るとする。すなわち、①取得者は、一般的に、売主に対する情報提供義務を負わないと理解すべきかどうか(ロワゾーは否定的に解する)、②ヴィルグラン判例(後掲)との整合性、③買主が、売却目的物の「本質的性質」について売主に知らせなかった場合に詐欺の成立を認める判例²⁰⁾との整合性である。

18) Loiseau, *supra* note16.

19) *Ibid.*

20) Cass civ. 3^e, 27 mars 1991, Bull. civ. III, n° 108.

この点につき、ロワゾーは、本判決をつぎのように評価する。フランス法では給付物の質的価値(valeur qualitative)に関する錯誤があれば契約無効が認められるとされており、そうであれば、価値に関する錯誤が買主の故意の沈黙によって生じている場合に契約無効を認めないことは奇

(2) マゾーの見解

これに対して、本判決の判断に真っ向から異論を唱える見解も示されている。

マゾーは、本判決の判断が従来のフランス実定法を根底から揺るがすものであり、支持することができないという²¹⁾。詳細な批判を展開しているので、彼の見解を少し詳しく見てみることにしよう。

(a) まず、沈黙による詐欺と情報提供義務の関係について。本判決は、取得者に情報提供義務が課されなければ沈黙による詐欺が認められないと明言する。しかし、このような両者の関係の単純化は、従前のフランスの判例が詐欺的沈黙と情報提供義務とのあいだに構築してきた関係に楔を打ち込むものであるという²²⁾。

(b) つぎに、本事案の結論に影響を与えうる考慮要素(以下の①から④)について分析、検討を加える。

①当事者の属性、とくに取得者の属性は、本判決では結論に全く影響を与えていないとする。情報提供義務は、情報を有するすべての当事者に課される可能性があるものであって、当事者の地位は関係がないという²³⁾。

②取得者の沈黙によって惹起された錯誤の対象が何であるかは、買主の情報提供義務の否定に影響していないと推論する。自己の給付について売主が自ら招いた錯誤については無効を認めるべきではないとする考えが一部の学説²⁴⁾によって有力に主張されているが、判例および通説はこの場合に錯誤の成立を認めており²⁵⁾、本件のようなケースにおいてもこれと同様に考えるべきであるとする。

、妙である。したがって、本判決は、物の経済的評価に影響するような物の本質的性質(例えば、物の真贋)について買主に情報提供義務を負わせる判例を覆すものではなく、その射程は、本件のように売主が客観的データを不正確であると裏付けることができないような場合に限定される、と。

21) Mazeaud, *supra* note16.

22) *Ibid.*

23) *Ibid.*

24) 自己の給付に関する錯誤を評価するファーブル-マニャンの見解を指す。ファーブル-マニャン説の詳細は、山下・前掲注10論文44頁以下に詳しい。

25) 自己の給付に関する錯誤については、山岡・前掲注4論文83頁以下を参照。

③本判決が買主の情報提供義務を否定した理由として、売主の錯誤を宥恕されないもの(inexcusable)と判断した可能性を指摘する²⁶⁾(錯誤の宥恕性は、情報提供義務論の枠組みでは、売主が調査義務を尽くさなかったか否かという問題として表現される)。しかし、本件事実からは、売主が写真の価値という情報を入手することが容易であったかどうかを知ることは困難であり、売主が契約締結時に当該写真の価値を知らなかったことを正当とみなすことができるか(すなわち、調査義務を尽くしたといえるか)は、なお不明であるとする。また、不誠実な相手方によって錯誤が惹起された場合には錯誤者の錯誤がつねに宥恕されるとする学説²⁷⁾が主張されている。この説によれば、取得者が不誠実であったか否かが判断の基準となるが、本判決では、売却目的物の実際の価値について故意に沈黙した取得者は不誠実ではないと判断されたことになる旨を指摘する²⁸⁾。

④売主が自発的に買主を搜索したという事実から、売主が買主に対して特別な信頼を置いていたとする。この特別な信頼が考慮されれば、買主側の情報提供義務を肯定する方向に傾くことになるが、本判決はそのような推論を採用しなかったとする²⁹⁾。

26) 条文の定めはないが、現在の判例および通説によれば、錯誤が「宥恕される」ものであること(錯誤者に、錯誤無効による保護に値しない事情が存在しないこと)が、錯誤の要件として課される。「宥恕されない」錯誤とは、判例によれば、錯誤者にフォートがある場合を指すとされる(not. Cass. civ. 1^{re}, 27 février 1957, Bull. civ. I, n° 104)。詳しくは、山岡・前掲注4論文71頁以下を参照。

27) Ghestin, *supra* note13, n° 664.

28) 契約における取引の安全および(狭義の)合意の遵守を優先し、信義誠実の要請を軽視した本判決の態度を、マザーは強く批判する(Mazeaud, *supra* note16)。

周知のように、マザーは、ジャマンとともに、契約連帯主義(solidarisme contractuel)を標榜する代表的論者の1人である。90年代後半から現在に至るまで、契約連帯主義者は、伝統的な個人主義的契約観にたつ論者とのあいだでときに激烈な議論を戦わせてきた。論争の詳細については、金山直樹「フランス契約法の最前線—連帯主義の動向をめぐって」判例タイムズ1183号(2005年)99頁以下、および、森田宏樹「契約の一般理論」北村一郎編『フランス民法典の200年』(有斐閣、2006年)308頁(注13)を参照。

29) *Ibid.*

(3) ジャマンの見解

最後に、本判決を支持する見解と反対する見解の融和を指向するジャマンの見解を紹介する。

(a) まず、本件において取得者が情報提供義務を負わないと判断された理由について検討を加える³⁰⁾。

①ロワゾーも指摘していたように、本判決は、本件情報提供義務が物の「価値」を対象としていることを理由に、情報提供義務の存在を否定したと分析する。

しかし、ジャマンは、この理由づけは、錯誤においてはともかく、詐欺においては異論の余地があるという。詐欺においては、通説によれば、相手方により惹起された錯誤が物の価値に関するものであったとしても、詐欺に基づく契約の無効が認められる³¹⁾。ヴィルグラン判例(後掲)は、このような学説の理解を破毀院が追認したものと理解することができる。それでは、ヴィルグラン判例では取得者の情報提供義務が認められているのに、本件では認められなかったのはなぜか。それは、マゾーも指摘していたように、ヴィルグラン判例の事案では、売主と買主とのあいだに特別の信頼関係が存在するが、本件においてはそのような事情が存在しなかった点にその理由が求められるとする。

②ジャマンは、つぎに、本件売主が、契約目的物の価格に関する調査義務を尽くしていなかったといえるかを問う。

本判決では、判旨に明示されていないため実際のところは分からないが、売主が調査義務を果たしていなかったと評価された可能性があるという。ジャマンは、この判断を批判する。本件の特殊事情として、売主が1回目の売却の際に公開オークションを利用しており、そこで確定した市場価値に信頼を置いたという点に

30) Jamin, *supra* note16.

31) 既述のように、詐欺者の不誠実な行為であることを理由として、詐欺に契約無効という強力な制裁を加えることが正当化される。そのために、詐欺においては、錯誤に比して、契約無効によって制裁される錯誤の範囲が拡張される。この理は、被詐欺者が価値に関する錯誤に陥っている場合にも妥当し、その錯誤が被詐欺者の同意に決定的な影響を与えているかぎり、契約無効を導くことができると考えられている(*Ibid.*)。

着目すべきであると述べた上で、そこからつぎのような抽象的命題を導く。「売主が素人であったことから、写真の市場価値が本件のように短期間のうちに高騰することを『合理的に』予測することができたといえるならば、売主が価格について調査を行わなかったことは正当化されよう。逆に、このような価格の高騰が起りうるものが合理性の範囲を超えていない場合には、反対の結論が導かれよう」³²⁾。

本件において、破毀院は、当事者間に特別の信頼関係を見いだすことができなかったために、売主に対する「合理性」の要請を重視した。しかし、上述したような合理性を見いだすことができなかったために、買主の情報提供義務が否定されたと結論づける³³⁾。

(b) つぎに、本判決が、買主の不誠実な態度と無関係に詐欺的沈黙の成否を判断している点について検討する。

この点について、ジャマンも、マゾーと同様に、本判決が、判例によって認められてきた沈黙の詐欺に関する考え方を覆すものであると指摘する。ジャマンは、沈黙による詐欺に関する学説史を詳細に検討した上で、2つの立場、すなわち①伝統的な詐欺概念に依拠する立場と②詐欺的沈黙とその根拠として措定されるものとしての情報提供義務を結びつける立場が並立しており、本件原審や保証人に対する金融機関の情報提供義務違反に基づいて沈黙による詐欺を認める一連の判例³⁴⁾は前者に、本件破毀審は後者の立場に立つと整理する。そして、先述したよ

32) *Ibid.*

33) 従前の情報提供義務論の判断枠組に従えば売主に課されることになる調査義務に代えて売主の「合理性」基準を導入することに一般的にどのような利点や不都合があるかについては、具体的に言及されていない。

34) 破毀院は、1981年1月21日商事部判決(Cass. com., 21 janvier 1981, Bull. civ. IV, n° 25)以降、金融機関が保証人に対して主たる債務者が支払不能状態にあることを黙ったまま保証契約を結んだケースにおいて、沈黙による詐欺に基づく保証契約の無効を認めている。この一連の判例については、ピエール・クロック(平野裕之訳)「フランス法における保証人に対する情報提供—近時の状況及び将来の改革の展望」慶應法学2号(2005年)195頁以下が詳細に解説している。

第1章 フランス法における契約目的物の価値に関する買主の情報提供義務について

うに被詐欺者の態度の評価に「合理性」基準を用いることを提唱する自らの立場は、いずれの見解とも異なる独自のものと自ら位置づけ、両者の融和をもたらしうると主張する。というのも、彼の立場によれば、売主が合理的な行動をとらなかったために最終的に自らの懈怠について責任を負うべきであると考えられる場合であっても、同時に、写真の転売価格を売主に知らせなかった取得者の態度を不誠実であると評価することが可能となるからである。

(c) 最後に、自らが主張する合理性基準説に対しては、物の価値についての詐欺的沈黙を認めることで、これを隠れ蓑に、フランス法では限定的にしか認められていないレジオンに基づく契約取消の適用範囲を拡げることになるとの批判がありうるが、この批判に対しては、①近時、コースの不存在や本質的債務論を介して、レジオンの適用範囲が間接的に拡張される動きがみられること、②レジオンと詐欺の関係は、歴史的にみても、必ずしも明確に峻別されていたわけではないことを指摘して反駁を加える。

三 バルデュス判決の射程

前章でみたように、判決〔1〕の射程がどこまで及ぶかについては、判旨があまりに簡潔であったがゆえに不明確な部分が多く、その後公表された評釈において立ち入った分析が試みられた。その際に、判決〔1〕の射程を画する上で数少ない重要な手がかりとなったのが、判決〔1〕と矛盾するよう見える複数の判決の存在であった。これらの判決と判決〔1〕とを対比することによって、判決〔1〕の射程が、部分的にであれ、明らかになるからである。

それらの判決のひとつが、判決〔1〕の半年後に第3民事部によって下された2000年11月15日判決(α .)であり、もうひとつが、1996年2月27日商事部判決(被告の名をとって「**ヴィルグラン判決**」と呼ばれる)を嚆矢として商事部によって展開された、いわゆる**ヴィルグラン判例**(β .)である。

α. 2000年第3民事部判決

1. 判決

[2] 破毀院2000年11月15日第3民事部判決³⁵⁾

事案の概要

1996年5月7日および13日の証書により、Y₁およびY₂は、Aとのあいだで一筆の土地を売却する契約を締結し、その契約において、Aの選択により、当事者をあらゆる自然人または法人に交替することができる旨の約定が交わされた(取得者交替条項 clause de substitution d'acquéreur)。遅くとも1996年7月1日までに公署証書による反復³⁶⁾を行う予定であったが、これが行われなかったため、(条項に基づいてAと交替した)Xは、Y₁およびY₂を相手取って、当該土地の所有者としての資格の確認を求めて訴えを提起した。これに対し、Y₁およびY₂は、詐欺に基づく売買契約の無効を主張した。

原審は、土地の心土(sous-sol)に資源が埋蔵されていることを知っていた買主がそのことを売主に告げなかったことが詐欺的沈黙にあたり、土地の売買契約の無効を認めた。これを受けて、Xが、原判決の破毀を申し立てた。

判旨

唯一の攻撃防御方法について：

Xは、原判決が請求を棄却したことを非難し、攻撃防御方法において、つぎのように主張する：

1° 詐欺は、[相手方による] 錯誤の惹起を前提とする；[しかし、] 売主が公証人を介して財物の売却を申し込み、取得者が当該財物に関して実施しようとして

35) Cass. civ. 3^e, 15 novembre 2000, Bull. civ. III, n° 171; Contrats, conc., consom. 2001, comm. 23, obs. L. Leveneur; D. 2002. somm. 928, obs. O. Tournafond; P. Chauvel, JCP E 2001. 1578; RTD civ. 2001. 355, obs. J. Mestre et B. Fages; JCP G 2001. I. 301, obs. Y. -M. Serinet; JCP G 2002. II. 10054, note Ch. Lièvremont; Defrénois 2001. 242, obs. E. Savaux.

36) 不動産取引の実務において、はじめに仮契約(compromis)を締結し、その後、公署証書によって本契約を締結する(これを「反復 réitération」という)ことがある。

第1章 フランス法における契約目的物の価値に関する買主の情報提供義務について

いる計画(本件においては、採石場としての利用)について申込者である売主に伝えることなく当該財物の購入を承諾する場合には、この前提は妥当しない(民法典1116条に対する違背)；

2° 契約における信義誠実は、売却目的物の性質および売却目的物について計画している用途について取得者に説明するよう売主に義務づけてはいない；したがって、Xは、当該土地を採石場として用いる可能性があることについて説明する必要はない(民法典1134条および1116条に対する違背)；

3° 取得者交替条項は、適法であって、取得者の詐欺を構成するものでもない。実際の取得者は、交替条項に同意した売主らに対して自らの身元を開示する義務を負わない(民法典1116条に対する違背)；

しかし、独自のかつ採用された理由によって、①売主らが当該土地の心土の性質を認識していなかったこと、②Aが誰のために契約を締結するのか[本人の名]を明らかにせずに、売買証書に署名されたこと、③取得者交替条項が約定されたからといって、Xが契約名義人である自社社長[A]の背後に隠れたことを根拠づけるに足るものではないこと、けれども、④Xが土壌成分の含有量の高さについて認識していたこと、⑤Xが仮契約に署名するまで当該土地の使用計画について沈黙を守り、契約相手方ら[Y₁およびY₂]がこのことを知らないがままにしたこと、⑥Xが売主らに提出しようとしていた公署証書原案では、当該土地の一部を居住のために、他の部分を農業のために用いようとしていたこと、以上の点を指摘した控訴院は、これらの事実から詐欺が成立すると結論づけることができた；

したがって、攻撃防御方法には理由がない；

以上の理由により、本院は、破毀申立を棄却する。

コメント

本件では、土地の取得者(X)は、採石場を経営する会社であった。取得者は、当該土地に埋蔵されている採石資源が豊富であることを知っていたが、売主(Y₁

およびY₂)は、このことを知らなかった。取得者は、売主の不知につけ込むために、名義貸人(A)を介して、つまり「採石会社」という自社の名称を隠して土地の購入を申し入れ、その名義貸人は、購入後の土地の用途(採石場としての利用)について売主に告げないまま、売買契約を締結した。

本件では、土地の心土に採石資源が存在することを知っていた買主が、そのことを知らなかった売主に対して説明する義務があったか否かが争われ、破毀院第3民事部は、資源の存在を知っていた買主がそのことを売主に告げなかったことは詐欺的沈黙にあたると判示した。

判決〔1〕では、売却目的物である写真の取得者は、写真の実際の価値について売主に知らせる義務を負わないとして、沈黙による詐欺の成立が否定された。しかし、本判決では、取得者が売却目的物である土地の心土に豊富な採掘資源が埋蔵されていることを知っていながらこれを売主に伝えなかったことについて情報提供義務違反が認められ、詐欺的沈黙にあたるとして契約が無効とされた。

2. 学説による分析と評価

判決〔1〕および〔2〕は、その前提となる事情が非常に類似しているように見える。それにもかかわらず、なぜ正反対の結論が下されたのか。各評者の見解をみると、判決〔1〕と〔2〕の事実に大きな違いがあったことが結論の違いに影響を及ぼしたのであって、両判決は論理的に矛盾しないとの理解でほぼ一致している。具体的な事実の違いとして、以下の点が指摘されている。

(1) 本質的錯誤の存在

判決〔1〕の売主は、目的物の本質的性質(それがバルデユスの写真であること)を知っていた。したがって、買主の沈黙および売主の錯誤の対象は、純粋な価値(美術市場におけるバルデユスの評価)にあったといえることができる。これに対して、本件の売主は、目的物の本質的性質(土地の心土に豊富な資源が埋蔵されていること)を知らなかった。したがって、本件売主は、価値についての直接的錯

誤りに陥ったのではなく、物の本質的性質について錯誤に陥った結果として、間接的に価値の判断を誤ったにすぎない³⁷⁾。

判決〔1〕が、物の外在的要素である「価値」に関する買主の沈黙は契約の無効原因にも損害賠償請求の根拠にもならないことを示したと理解するならば、物の本質に関する錯誤が存在する本件において反対の結論が下されたとしても、判決〔1〕と矛盾しないことになる³⁸⁾。

(2) 術策、虚言の存在

判決〔1〕では、取得者は、物の価値について単に沈黙を守ったにすぎず、積極的に情報を隠す手立て(術策、虚言)を講じてはいなかった。しかし、本件の買主らは、土地の心土に豊かな資源が埋蔵されていることについて沈黙しただけでなく、公署証書原案において土地の用途について不正確な申述を行っている³⁹⁾。さらに、取得者交替条項と名義貸しを用いて、この取引が自己のための契約ではなく、実は買主が経営する採石会社のための契約であることを隠匿した。本判決では、取得者交替条項および名義貸しを使用することそれ自体は違法ではなく、詐欺を構成する要素とみなすこともできないとされたため、このことが詐欺の成立に直接的な影響を与えているわけではないが、それでも、間接的な影響を与えていると指摘されている⁴⁰⁾。

37) なお、本件では、売主らが心土の性質および将来の土地の用途を認識していたならばその価格で土地を売却していなかったであろうといえる状況にあったため、売主らによって主張されていれば、錯誤無効が認められた可能性があったと指摘されている(V. ex. Savaux, *supra* note35)。

38) Dans ce sens, ex. Leveneur, *supra* note35; Savaux, *supra* note35; Chauvel, *supra* note35; Tournafond, *supra* note35; Fabre-Magnan, *supra* note8, p.345.

39) サヴォーは、この事実は虚言にあたり、1116条にいう「術策」の要件を充足するとする(Savaux, *supra* note35)。

40) Chauvel, *supra* note35.

(3) 取得者の事業者性

論者により評価の分かれる点であるが、取得者が事業者であるか否かが、詐欺の成否を判断する際に、なお重要な意味をもっているとの指摘がある⁴¹⁾。

(4) 売却目的物が不動産であったこと

判決〔1〕の売却目的物が動産であったのに対して、本件では不動産であったことが結論に影響を与えた可能性が指摘されている⁴²⁾。フランス民法典は、不動産売買についてレジオンを認めているが、動産売買については認めていない。この違いを裁判所が考慮した可能性があるからである⁴³⁾。

β. ヴィルグラン判例

1. 判決

〔3〕破毀院1996年2月27日商事部判決⁴⁴⁾

事案の概要

1989年9月27日、Xは、会社Aの社長であるY₁、および、取得者を探すようXが依頼していたY₁を介して、Y₂、Y₃およびY₄に、Aの株式3,321株を1株3,000フランの価格で売却した。その際、Yらが1991年12月31日までに保有していたAの株式すべてを転讓渡する場合には、1株あたり3,500フランを超えた額の50パーセントをXに償還する旨の約定がかわされた。その4日後、Yらは、保有するAの持分を会社Bに1株あたり8,800フランの価格で転讓渡した。Xは、詐欺に基づく同意の瑕疵の存在を主張して、Yらに対して損害賠償の訴えを提起

41) Mestre et Fages, *supra* note35.

42) *Ibid.*

43) メストルとファジュは、動産における取引の流動性および迅速性の要請を考慮すれば、買主の売主に対する「よい詐欺 *bonus dolus*」を許してでも、買主がより有利な契約を結ぶ可能性を拡げるといふ政策的判断はありうるといふ (*Ibid.*)。

44) Cass. com., 27 février 1996, D. 1996. 518, note Ph. Malaurie; JCP 1996. II. 22665, note J. Ghestin; RTD civ. 1997. 114, obs. J. Mestre.

した。

原審ではXの主張が認められたため、Yらが原判決の破毀を申し立てた。

判旨

—5つの分枝に分かれる第1の攻撃防御方法について：

[…略…] 原判決は、Y₁とXの話し合いにおいて、Aの支配権を有するY₁の家族構成員が彼らの持分の取得者を検索するにつきC社に彼らを補佐する任務を1989年9月19日に委ねたという事実をY₁がXに隠したこと、そして、Y₁が、Aの少数株主のために、この譲渡について結んだ最低1株7,000フランでの[株の]売却の委任にXを含めなかったことを指摘し、以上のことから、Y₁は、XによるAの持株の5,650フラン(改定後)での譲渡に関与し、彼自らがこれらの株を同価格で取得したが、それらの株を最低でも7,000フランの価格で売却する交渉を行っていたことについて譲渡人に全く説明しなかったことにより、とくに彼が自らの持分の再編を行うために仲介する際に、会社の経営者がすべての社員に対して負う誠実義務に反したと(原判決は)結論づけた；控訴院は、怠ったと主張されている検討を行っており、以上の理由のみから、Y₁による詐欺的沈黙の存在を認めることができた；以上のことから、攻撃防御方法は受け入れられない；

以上の理由により、本院は、破毀申立を棄却する。

[4] 破毀院2004年5月12日商事部判決⁴⁵⁾

事案の概要

1990年、会社A₁の取締役会長であったY₁は、A₁の他の株主とともに会社A₂を設立し、同社の取締役会長に就任した。1993年1月23日に行われた「親族会議 réunion de famille」において、Y₁は、A₁の株主に、彼らが保有する株式をA₂

45) Cass. com., 12 mai 2004, D. 2004. 1599, note A. Lienhard; JCP 2004. II. 10153, note G. Damy et I. 173, n° 1, obs. Constantin; RDC 2004. 923, obs. D. Mazeaud; RTD civ. 2004. 500, obs. J. Mestre et B. Fages.

に譲渡するよう提案した。X₁と X₂がこの提案を受け入れ、1993年3月29日、A₁の株それぞれ800株および686株を、1,800フランの単価で A₂に譲渡した。

会社 Y₂が、1993年5月に、A₁の株955株(資本金の7%に相当)を4,022フランの単価で取得し、1993年6月に、A₂の資本金に相当するほぼ全ての株式を4,022フランの単価で取得した。これにより、A₂は Y₂に吸収合併されることになった。

X₁と X₂は、Y₁および(A₂の権利を承継した)Y₂に対して、沈黙による詐欺の被害を受けたと主張して損害賠償の訴えを提起した。

原審で敗訴した X₁および X₂が、原判決の破毀を申し立てた。

判旨

唯一の攻撃防御方法の第2、第3、第4分枝について：

X₁および X₂は、Y₂に対して提起した請求を原判決が棄却したことを非難する：
[…略…]

しかし、譲受人は、譲渡人に対して、同社の他の株式の第三者による取得を目的とした交渉についても、譲渡の対象である株式を第三者に譲渡または出資するために譲受人自身がこの第三者とのあいだで行う交渉についても、情報提供義務を負わない；[…略…]

しかし、攻撃防御方法の第1分枝について：

民法典1382条に基づいて：

Y₁に対して提起された請求を棄却するために、原判決は、つぎのように判示した。「親族会議」の日または譲渡の日に A₁および A₂が Y₂とすでに交渉を始めていたことについては相当の信憑性があると思われるものの、譲渡の日に株式の代金がすでに定まっていたこと、および、会社の吸収合併が確定していたことを認めるに足る証拠はない。それらの事柄は、Y₂が全株式を取得することができるか否かに、したがって、少数株主の態度に条件付けられていたからである、と；

A₁および A₂の経営者でありかつ株主であった Y₁が A₁の株の A₂への譲渡を誘導したと認定したにもかかわらず、請求されていたように、Y₁がこれらの株式

第1章 フランス法における契約目的物の価値に関する買主の情報提供義務について

を転売または出資するために第三者とのあいだで行った交渉の存在を隠さなかったかどうか、すなわち譲渡人の同意に影響を与える性質を有する情報を譲渡人に隠すことによって会社経営者がすべての社員に対して負う誠実義務に反しなかったかどうかについて検討することなく以上のように判断した控訴院は、その判断に法的基礎を与えなかった：

以上の理由により、本院は、原判決を破毀し、取り消す。[…略…]

〔5〕破毀院2010年3月25日第1民事部判決⁴⁶⁾

事案の概要

1989年9月20日に公証人が作成した証書により、X（のちに死亡）は、自己が保有する2つの会社の持分をYに譲渡することを約した。この譲渡は、Yが前掲各社の資本金の少なくとも50%を新たな社員に譲渡することを内容とする停止条件が成就した後の1990年1月9日に新たに作成された公証人証書によって最終的に締結された。そして、その証書において、公証人が代金支払に関与しないことが確認されていた。

Yは、1990年1月10日および1991年2月14日の証書により、自己が保有する前掲2社の持分すべてを、会社Aに譲渡した。Xは、より有利な金銭的条件で前掲2社の持分を取得することを内容とするAからの確定申込みがあったという事実をYがXに隠したことは詐欺的沈黙にあたると非難して、損害賠償金の支払を求めてYを提訴した。

原審では、Xの主張が認められたため、Yが、原判決の破毀を申し立てた。

判旨

商事部の意見を聴いた後の第2の攻撃防御方法について：

原判決は、Yは、Aとのあいだで締結した合意に由来する（番号を付した）説明事項をXに隠しており、そのことによって、譲渡持分の発行会社の経営者と

46) Cass. civ. 1^{re}, 25 mars 2010, JCP G 2010. 921, note J. Ghestin.

して譲渡人たる社員に対して負う誠実義務に反したとして、YのXに対する詐欺的沈黙を認めた。Yは、これを非難し、攻撃防御方法において次のように主張する〔…略…〕。

しかし、第1に、原判決は、Xが、自己の所有する持分を譲渡する際に、YからAへの持分譲渡を目指して行われた交渉の文言についても、グループ全体の活用についてすでに締結されていた基本合意の諸条件についても、はっきりとした説明を受けることができなかつたと指摘する；これらの認定から、控訴院は、Yが、その持分が譲渡の対象となった会社の経営者として、誠実義務に反したと結論づけることができた。

第2に、XがYに譲渡した持分とYがAに転売した持分のあいだの著しい価値の差を理由として、もしこれらの事実についてXが実際に説明を受けていたならば持分の譲渡に同意することはなかつたであろうし、少なくともより高い価格が設定されなければ譲渡しなかつたであろうと指摘した控訴院は、本攻撃防御方法の最後の2つの分枝で求められている事項について検討するまでもなく、このように判示することができた；

したがって、本攻撃防御方法は、いずれの分枝についても理由がない；

以上の理由により、本院は、破毀申立を棄却する。

2. 学説による分析と評価

これら一連の判例(ヴィルグラン判例)はいずれも、社員(譲渡人)と会社経営者または会社(譲受人)とのあいだの会社持分の譲渡において、譲受人(取得者)に、譲渡対象となった持分の価値に影響を及ぼしうる事実だけでなく、価値そのもの(転売価格)についての情報提供義務を課している。ヴィルグラン判例は、商事部が下した判決〔3〕を嚆矢とし、判決〔4〕によって確立され⁴⁷⁾、そして判決〔5〕

47) Ghestin, *supra* note46.

さらに、後続する商事部判決(Cass. com., 14 juin 2005, D.2005.1775, obs. A. Lienhard; Cass. com., 6 mai 2008, JCP E 2009. 1631, note Roussille)によって確認されている。

によって第1民事部においても確認された。

ヴィルグラン判例は、バルデュス判例(判決〔1〕および後掲判決〔6〕)と全く異なる解決を採用しており、学説は、ほぼ一致して、これらの判決をバルデュス判例に対する例外として位置づけている。それでは、ヴィルグラン判例は、どのような意味において例外的なのか、そして、その範囲はどこまで及ぶのか。バルデュス判例の射程を理解するためには、この点を明らかにする必要がある。

判決〔3〕が示した定式は、「譲受人である会社経営者は、全ての社員に対して誠実義務を負っており、転売価格を譲渡人に知らせなかったことは、この誠実義務に反する」というものである。

2004年に下された判決〔4〕は、判決〔1〕と判決〔3〕との関係を明確にした。同判決は、まず、「譲受人は、譲渡人に対して、同社の他の株式の第三者による取得を目的とした交渉についても、譲渡の対象である株式を第三者に譲渡または出資するために譲受人自身がこの第三者とのあいだで行う交渉についても、情報提供義務を負わない」と述べて、通常の株式譲渡について譲受人が譲渡人に対して株式の転売条件や転売価格を知らせる義務を否定する。これは、バルデュス判決(判決〔1〕)が示した定式に即した判断である。しかし、続けて、本件のように譲受人が会社経営者でありかつ株主であった場合には、上記の情報について譲渡人に知らせないことは誠実義務に反すると結論づけた。これは、ヴィルグラン判決(判決〔3〕)に即した判断である。

結局のところ、判決〔1〕が示した定式とヴィルグラン判例の関係は、つぎのように要約することができる。「(判決〔1〕)の論理が妥当するのは、主として売買契約を中心とした財貨交換型契約である。最大限の信義誠実が求められる契約、例えば組合契約や委任契約においては、これとは異なる配慮が必要となる。ヴィルグラン判例は、その一例を示している」⁴⁸⁾。

48) Chauvel, *supra* note35.

四 2007年第3民事部判決

1. 判決

〔6〕破毀院2007年1月17日第3民事部判決⁴⁹⁾

事案の概要

農夫であるYは、失業状態にあり、家族の生活費を稼ぐためパートタイム職に就いており、Yの妻は、1995年から全面的労働不能の状態にあった。

Yは、不動産仲介業者(agent immobilier)としても不動産取引業者(marchand des biens)としても活動するXに、1999年に土地1筆を5,000フランの価格で、2000年に別の土地1筆を25,000フランの価格で譲渡した。

Yは、さらに自宅家屋の売却を申し入れるために、Xに連絡をとり、2003年7月、Xとのあいだで自宅の売買予約を締結した。予約において合意された価格は13,000フランであったが、この価格は、市場価格(2003年9月の時点で190,000フランを上回ると評価されていた⁵⁰⁾)を大きく下回っていた。

2003年10月、Xは、予約完結権を行使した。しかし、予約への署名後に合意した価格が安すぎることに気づいたYは、公証人の立会いの下での売買契約書の作成を拒絶した。Xは、売買契約を締結するために、Yに対して呼出状を送付し、契約締結の催促をした。これに対し、Yは、沈黙による詐欺に基づく予約の無効を主張した。

原審は、パートタイム労働者である売主Yは、「自宅家屋の価値を独力で知る

49) Cass. civ. 3^e, 17 janvier 2007, D. 2007. 1051, note D. Mazeaud et 1054, note Ph. Stoffel-Munck, Somm. 2969, obs. S. Amrani-Mekki; JCP G 2007. II. 10042, note C. Jamin; Defrénois 2007.443, obs. E. Savaux et 959, note Y. Dagorne-Labbé; Contrats, conc., consom. 2007, n° 117, note Leveneur; RDC 2007. 703, obs. Y.-M. Laithier; RTD civ. 2007. 335, obs. J. Mestre et B. Fages; Y. Lequette, Les grands arrêts de la jurisprudence civile, t.2, Dalloz, 2008, p.67 et s.

50) Jamin, *supra* note49.

第1章 フランス法における契約目的物の価値に関する買主の情報提供義務について

ことができ」なかったのであるから、買主 X は、不動産取引業者として保有していた不動産価格に関する本質的情報を摘示すべきであった、と述べて Y の主張を認めた。これを受けて、X が、原判決の破毀を申し立てた。

判旨

唯一の攻撃防御方法について：

民法典1116条に基づいて：

原判決によれば、不動産取引業者であり、Y が自宅家屋につき同意した売買予約の権利者である X は、予約完結権を行使した後、売買契約を成立させるために Y に呼出状を送付し、契約締結の催告をした；売買予約の無効を言い渡すために、原判決は、パートタイム労働者になった農夫であり、全面的労働不能の配偶者と婚姻した Y が自宅家屋の価値を独力で知ることができなかつたにもかかわらず、X が不動産仲介業者および不動産取引業者として保有していた不動産価格に関する本質的な情報を Y に摘示しなかつたことは、すべての契約当事者に課される誠実義務に対する違反を構成し、民法典1116条の意味において Y の同意に決定的影響を及ぼした詐欺的沈黙にあたと指摘した；取得者は、事業者であれ、取得した財物の価値について売主のために情報提供義務を負わないにもかかわらず、以上のように判示した控訴院は、上記法文に違背した；

以上の理由により、本院は、[原判決を] 破毀する。

コメント

本判決は、取得者が事業者であっても、取得者には物の価値に関する情報提供義務が課されないことを一般的な文言で明示した。本判決の意義は、この点にあるといえる⁵¹⁾。

本件では、判決〔1〕の事実と比較すると、取得者(買主)が事業者であったのみならず、四囲の状況から、売主が当該情報を入手することが困難であり(前述

51) Laithier, *supra* note49; Savaux, *supra* note49.

のように、原審は、この点を強調して情報提供義務を認めた)、取得者の情報提供義務を否定する判断は、売主にとっては厳しいものであった。つまり、破毀院は、情報提供義務を認める方向に作用する諸要素が揃っているなかで情報提供義務を否定したのであり、本判決は、判決〔1〕において示された原則の強度を示すと同時に、その射程を明確にしたとすることができる。

第3民事部がこのような判断を下したことは、同部が、従前、沈黙による詐欺の成立に比較的寛容な態度をとってきただけに⁵²⁾、意外なものを受け止められた。この判決に対する評価は、論者によって大きく異なっている。

2. 学説による分析と評価

以下では、本判決の評釈で論じられた主要な論点をとりあげて、学説の反応を概観する⁵³⁾。

(1) 取得者の事業者性、または、特別な信頼の存在

本件は、取得者が不動産について専門の知識を有する事業者であった点で、判決〔1〕の事案と異なっている。

判決〔1〕の評釈において、情報提供義務の成否を判断するにあたって、当事者の属性は決定的な要素ではないが、結論に一定程度影響を与えうるとの指摘が

52) ストフェル-マンクは、この傾向を示す例として、第3民事部が直近に下した①詐欺的沈黙は惹起された錯誤をつねに宥恕されるものとするとした判決(Cass. civ. 3^e, 21 février 2001, Bull. civ. III, n° 20)、②保証人が、主たる契約について詐欺的沈黙を援用することを認めた判決(Cass. civ. 3^e, 11 mai 2005, Bull. civ. III, n° 101)、③高層建築物の法規制等に関する情報提供義務違反に基づいて事業者たる売主の詐欺的沈黙を認めた2005年判決(Cass. civ. 3^e, 22 juin 2005, Bull. civ. III, n° 137)などを挙げ、②においては故意の考慮を軽減する傾向が、③においては被詐欺者が陥った錯誤の決定性の判断を拡張する傾向が認められたとする(Stoffel-Munck, *supra* note49)。

53) 以下の叙述は、拙稿「物の価値に関する買主の情報提供義務」松川正毅ほか編『判例にみるフランス民法の軌跡』(法律文化社、2012年)131頁以下をもとに、内容を書き改めたものである。

なされていた。学説は、この点をどのように分析しているのか。

ルケットは、つぎのように分析する⁵⁴⁾。本件取得者は事業者であり、売主は取得者を頼っていた。したがって、両者のあいだに一定の信頼関係が生じていたことは確かである。しかし、本件の事業者は、不動産仲介業者としてではなく、不動産取引業者として、すなわち職業的投資家として行動していた。不動産取引業者は、公証人などのような公的信頼に支えられた専門家ではないため、情報提供義務を課すには至らなかったであろう、と⁵⁵⁾。そして、当事者間に「信認関係 relation de nature fiduciaire」が認められないかぎり、各々は自らの利益を追求することが許されると結論づける⁵⁶⁾。

以上の分析によれば、本判決は、「売買契約において、自らの財物の本質的性質を知っている売主からその財物の売却を申し入れられた買主は、物の価値について売主に説明する義務を負わず、また、買主が締結しようとしている取引を結ばないよう警告する義務も負わない」⁵⁷⁾ことを示したことになる。

信認関係が認められる場合には、相手方は、自己の利益を害する内容であっても、表意者に対して助言する義務(devoir de conseil)を負うことがある。しかし、本件当事者のあいだにそのような信認関係は存在しなかったというのが、本件事実に対する破毀院の評価ということになる。以上のように理解される本判決の射程は、売買契約、あるいは広くとも財貨交換型契約(contrat-échange)にしか及ばないこととなろう⁵⁸⁾。

54) Lequette, *supra* note49, n°7.

55) *Ibid.* 不動産取引業者(marchand des biens)は、「転売目的で不動産を購入し、自己の名義で転売取引を行う」者であり、専門家である不動産仲介業者(agent immobilier)とは職務内容も法的地位も大きく異なる(松尾弘「フランスの不動産取引における仲介業者(l'agent immobilier)の役割と責任」経済と貿易163号(1993年)32頁)。ルケットは、取得者が公的信頼に支えられた専門家であったならば、少なくとも警告義務が課されたであろうとも述べている。

56) *Ibid.* 同旨を述べるものとして、Stoffel-Munck, *supra* note49; Jamin, *supra* note49; Laithier, *supra* note49.

57) Lequette, *supra* note49.

58) V. Jamin, *supra* note49; Laithier, *supra* note49; Lequette, *supra* note49.

破毀院が採用した以上の判断枠組みについては、大きな異論はみられない。しかし、事実評価については、取得者の事業者性やその他の諸事実から、売主の取得者に対する特別の信頼が存在したとの主張が、一部の論者によって展開されている⁵⁹⁾。

(2) 売主の置かれた状況の苛酷さ：信義誠実の限界

本件では、売主である農夫は、パートタイム職に就いていたものの失業状態にあり、金銭的に困窮していた。また、その妻は、長期にわたり全面的労働不能の状態にあった。本判決の解決は、沈黙による詐欺に該当する限りにおいてであるとはいえ、事業者たる取得者が、このような追い詰められた状況にある者の陥った錯誤につけ込むことを許すことになる。破毀院は、本件のような売主にとって非常に厳しい判断を示したといえるだろう。この点は、本判決に対して否定的な立場から強く批判されている⁶⁰⁾。

それでも本判決が示した解決が正当化されるとすれば、その理由はどこに求められるであろうか。本判決を支持する論者は、以下の3点をあげる⁶¹⁾。

- ①当該契約が当事者間の利益対立を前提とする財貨交換契約であること。
- ②売主は不動産に関して素人であったが、当該不動産の価値を知ることはさほど難しいことではなかったこと。

59) マゾーは、「本件において、取得者が、売主に対して助言義務が課される不動産仲介業者の資格においてではなく、個人として物を取得していたとしても、売主が、取得者を事業者と正当にみなすことができたことに疑いの余地はない」と述べており、本文で紹介した見解とは正反対の事実評価を下している(Mazeaud, *supra* note49)。また、ジャマンも、本件では売主の取得者への信頼を認めるべき事情があったと指摘する(Jamin, *supra* note49)。

控訴院と破毀院とで判断が割れたことから分かるように、この点の評価がかなり微妙な事案であったことは確かである。

60) Mazeaud, *supra* note49; Jamin, *supra* note49.

61) Lequette, *supra* note49.

- ③不動産売買における価値評価の誤りについては、レジオンに基づく取消という制度が民法典によって用意されていること。

それぞれの理由について、若干の説明を付け加えよう。

①は、(1)で述べたように、財貨交換型契約では、契約の一般原則に従い、契約目的物の価値評価は各当事者が判断すべき事項であり、互いに価値に関する情報提供義務を負わないという考えを前提とする。

②について、論者は、表意者自らが物の価値を知ることができないとしても、第三者である公証人や不動産仲介業者などから不動産の価値について助言を得ることは難しくないという。

たしかに一般的にはそのようにいえるかもしれない。しかし、つねにそうであるとは限らない。実際、本件は、そのように断定することが必ずしも容易でない事案であった⁶²⁾。本件売主のように苛酷な状況に置かれた者については、両当事者の能力が対等であることを前提とした規範の枠組みで捉えるのではなく、そのような者を能力的にも状況的にも苦しい立場に置かれた弱者ととらえて、その保護または救済を追求するという方向もありえよう。判例は、適用範囲は狭いものの、経済的従属的地位の濫用的つけ込み(*exploitation abusive d'une situation de dépendance économique*)を証明することで強迫による契約の無効を認める法理を展開している⁶³⁾。また、債務法改正草案において、「脆弱さへのつけ込み」を強迫の一類型として付け加えている点も注目される(カタラ草案1114条の3、司法省草案58条、オルドナンス仮案1142条)。

- ③は、契約における給付の不均衡の問題を、同意の瑕疵制度のどの部分で受け

62) 控訴院は、売主は自らの所有物の価値を調べることができなかつたと認定している。

63) フランスにおける経済的強迫の法理については、山岡真治「フランス債権法改正準備草案における強迫に関する一考察(1)―「経済的強迫」の議論の検討を中心に」帝塚山法学16巻(2008年)1頁以下、前田美千代「経済的強迫の成立要件―カナス事件」松川正毅ほか編『判例にみるフランス民法の軌跡』(法律文化社、2012年)137頁以下を参照。

止めるべきかという興味深い問題に通ずる。「売主による価値に関する錯誤が詐欺的沈黙の守備範囲のなかで顧慮されることを認めることは、レジオンが認められない、または認められるにしても、本件のように、非常に厳しい条件の下でしか認められない場合に、レジオンの代替的役割を詐欺的沈黙に与えることになる」⁶⁴⁾からである。破毀院は、本判決により、売主による価値評価の誤りを、沈黙による詐欺によってではなく、むしろ本質に関する錯誤によって受け止めるという選択を示したが、この選択に対する評価は分かれるところである。

3. 詐欺の成立要件への影響

本件では、判決〔1〕と同様、売主は、目的物の本質的性質(判決〔1〕では、写真の作者が著名な写真家バルデウスであったこと、本件では、譲渡された家屋の特徴)を正しく認識していた。したがって、売主が陥った錯誤の対象は物の価値であることになり、買主の情報提供義務が否定された。これに対して、判決〔2〕の事案では、売主は、土地に埋蔵されている資源の豊富さについて知らないままに契約を締結している。これは、本質に関する錯誤に該当する。したがって、取得者が売主に対して価値に関する情報提供義務を負わない場合であっても、価値評価の前提となる本質的性質について情報提供義務を負うことがある⁶⁵⁾。

このような区別を前提に、物の価値に関する買主の情報提供義務が存在しないことを理由として沈黙による詐欺の成立を否定することに対しては、詐欺の要件論との関係において強い異論が示されている⁶⁶⁾。

たしかに、錯誤については、錯誤の種類による区別がなされており、価値に関する錯誤は認められないが、表意者が目的物の本質に関する錯誤に陥った結果として価値評価を誤った場合には、錯誤が成立するという判断枠組みがとられてい

64) Lequette, *supra* note49.

65) *Ibid.*

66) Mazeaud, *supra* note49; Jamin, *supra* note49.

る。しかし、詐欺に関しては、相手方によって惹起された錯誤の種類は問われないと伝統的に理解されており、概説書レベルでも、一般に、詐欺により惹起された価値に関する錯誤は無効の対象となると説明されてきた⁶⁷⁾。したがって、物の価値に関する買主の情報提供義務を一律に否定し、沈黙による詐欺の成立を否定することは、詐欺の成立要件に新たな区別を持ち込むことになる。この点については、売却目的物の価値に関して、沈黙による詐欺を、事実上、本質に関する錯誤と結びつけることになるとの批判が有力に展開されている⁶⁸⁾⁶⁹⁾。

これに対して本判決を支持する立場からは、本件では相手方が表意者の意思形成に何ら影響を与えておらず、表意者が自ら錯誤に陥っているのであって⁷⁰⁾、錯誤が「相手方により惹起」されていないことを強調する見方が示されている⁷¹⁾。この見解は、錯誤が相手方により惹起される場合と惹起されない場合とを截然と区別し、本判決が提示する定式の射程を後者に限定することで、錯誤の種類に関係なく詐欺に基づく契約無効が認められうるとする従前の詐欺制度理解への本判決の影響を最小限にとどめようとしていると評価することができよう。

五 おわりに

これまで検討してきた一連の判例について、学説は、以下の点で共通の理解に

67) Ghestin, *supra* note13, n° 568; Malaurie, Aynès et Stoffel-Munck, *supra* note13, n° 511.

68) Mazeaud, *supra* note49; Jamin, *supra* note49; Amrani-Mekki, *supra* note49.

最近の判例の傾向と矛盾するこの判断は、情報提供義務概念の展開とともに詐欺的沈黙が拡張される以前(1950年代末頃まで)の状態への「先祖返り」にほかならないとされる(V. not. Mazeaud, *supra* note49; Jamin, *supra* note49)。

69) そして、このことは、詐欺の主観的要素(故意)を軽視することにつながることも批判されている(Mazeaud, *supra* note49)。

70) 破毀申立の攻撃防御方法によれば、売主は「土地を売却するため、自らXのもとへ出向いた」とされ、売主は買主に接触する前から土地の価格について錯誤に陥っていたものと推測される。

71) V. ex. Stoffel-Munck, *supra* note49; Laithier, *supra* note49; Lequette, *supra* note49.

達しているといえる。

- ①売却目的物の価値に関する取得者(買主)の情報提供義務は、取得者が事業者であっても、原則として否定される。
- ②この定式は、売買契約を典型とする財貨交換型契約にのみ妥当する。当事者間に特別な信頼関係または信認関係があると認められる場合には、この定式は、例外的に妥当しない。

しかし、以下の点について、見解の相違が存在する。

まず、バルデウス判例に批判的な見解は、詐欺の故意要件との関係を問題視する。より具体的には、(a)学説の一般的な理解によれば、価値に関する錯誤についても詐欺の成立が認められるとされるが、バルデウス判例の定式は、このような詐欺制度の理解と相容れないこと、そして、(b)情報提供義務を詐欺的沈黙と直結させることにより、詐欺の主観的要件(故意の存在)を無実化していることを批判する。

つぎに、バルデウス判例における信義則の後退についても見解が分かれている。批判的な立場からは、事実認定のレベルにおいて、(a)物の取得者の事業者性を重視して情報提供義務の存否を判断すべきこと、そして、(b)当事者間の特別の信頼をより広く認定すべきことが主張されている。

判決〔6〕の事案は、買主が事業者であっただけでなく、売主が同情すべき苛酷な状況に置かれていたため、確かに信義誠実がより強く要請される場面であった。

同判決の結論を支えるため、これを支持する立場からは、以下の3つの論拠が示された。

- ①売買契約は、財貨交換型契約の典型であって、あくまで、自己の利害については自らが責任を負うという原則が貫かれるべきであること。

- ②本件の売主には、調査義務違反があったといえること(不動産の価値を自ら知ることができなかつたとしても、専門家に問い合わせることによって、それを容易に知ることができたとの評価)。
- ③契約における給付の均衡を回復するための限定的かつ例外的な制度として、不動産売買についてレジオンに基づく取消が認められていること。

①および②については、正反対の評価を下す反対説とのあいだで妥協点を見いだすことは困難であるように思われる。しかし、③についてはどうか。興味深いことに、判決〔6〕を基本的に支持する論者の多くが、本件の売主のような者を救うための立法論に言及している⁷²⁾。彼らが、現行制度による救済の網からこぼれ落ちる弱者を救うために、解釈論から立法論へと足を踏み出すのは、フランスにおいて、現在、債務法改正へ向けた動きが進展していることと無関係ではない⁷³⁾。判例法理の理由づけとしては、③にさほど重要性があるようには思われないうが、改正債務法の規定の如何によっては、それが、本稿で検討してきた判例法理に大きな影響を及ぼす可能性がある。「法は、契約当事者による物の価値の評価に介入しない」という原則を厳格に貫こうとすれば、その反作用として、例外的救済を与えるための受け皿をどこに見いだすべきかがより深刻な問題となって浮かび上がる。諸制度または諸法理による機能分担に変化が生ずることを契機として、この問題をめぐる議論がさらなる展開を見せることになるならば、本稿の問題関心からも興味深いものとなるであろう。

72) 債務法改正案にも取り込まれている「経済的強迫」(カタラ草案1114条の3、司法省案58条、オールドナンス仮案1142条。前掲注63の各論文を参照)、同意の瑕疵の新たな類型として学説が主張する「脆弱さの瑕疵 *vice de faiblesse*」(C. Aubert de Vincelles)、「拡張されたレジオン *lésion qualifiée*」(G. Chantepie)などが挙げられる(V. Stoffel-Munck, *supra* note49; Savaux, *supra* note49; Amrani-Mekki, *supra* note49)。

73) 債務法改正の最新動向については、拙稿「ヨーロッパ私法の展開とフランス債務法の改正」龍谷大学社会科学研究所年報45号(2015年)25頁以下を参照。

[付記] 本稿は、関西大学法学研究所による研究助成および平成26年度関西大学在外研究による成果の一部である。